

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社ひさ野
大阪府大阪市旭区大宮4-15-12

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 5 年 9 月 26 日～令和 5 年 10 月 25 日（1ヵ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3 指名停止理由

株式会社ひさ野は、大阪府発注の工事において、建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号及び第26条第3項の規定に違反して、同号に規定する当該建設業者の営業所における専任の技術者を、専任を要する主任技術者として工事現場に配置したため、令和5年3月31日に、建設業許可部局(大阪府)より、建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けた。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヵ月以上9ヵ月以内